

決 裁	委員長	職務代理	委員	委員	5 杉選第 346 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 3 回選挙管理委員会臨時会会議録(書面開催)					
開催日時	令和 6 年 10 月 7 日(月)		午前 9 時 00 分から 午前 9 時 05 分まで		
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
開催場所			傍聴人	無	
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案第 31 号	衆議院議員選挙ポスター掲示場総数減少協議について			決定
	議案第 32 号	衆議院議員選挙における選挙公報の補完措置について			決定
<令和 6 年第 3 回選挙管理委員会臨時会の開催について(書面開催)>					
<p>第 50 回衆議院議員選挙の実施に関して、令和 6 年 10 月 9 日解散、同月 15 日に公示日、同月 27 日投・開票日の可能性が高くなりました。そこで解散前に公職選挙法第 144 条の 2 の規定にある衆議院議員選挙ポスター掲示場総数減少協議に関する書類及び同法第 170 条第 2 項の規定にある衆議院議員選挙における選挙公報の補完措置に関する書類を東京都選挙管理委員会へ提出することになりました。2 案件はいずれも選挙管理委員会の決定が必要で、急遽、選挙管理委員会の臨時会開催について日程調整を行いました但不調となりました。そこで、第 3 回選挙管理委員会臨時会の開催については書面開催で実施することになりました。なお、選挙管理委員会委員へは第 3 回選挙管理委員会臨時会議題書、議案第 31 号衆議院議員選挙ポスター掲示場総数減少協議について(資料)及び議案第 32 号衆議院議員選挙における選挙公報の補完措置について(資料)を 10 月 3 日に送付し、異議等があれば 10 月 7 日(月) 9 時まで選挙管理委員会事務局へ連絡するよう通知しました。</p>					
議案第 31 号<衆議院議員選挙ポスター掲示場総数減少協議について>					
<p>本案件の根拠法令は公職選挙法第 144 条の 2 第 2 項で、杉並区選挙管理委員会から東京都選挙管理委員会へ衆議院議員選挙ポスター掲示場総数減少協議を申し入れるものです。減少数は 5 箇所、減数協議の対象となる投票区は第 67 投票区(大規模マンション内投票所)です。当該投票区の選挙人名簿登録者数は 1,493 名、面積は 0.03 km²(杉並区部分は 0.005 km²)、ポスター掲示場法定設置数は 7 箇所です。減少理由は、本大規模マンションは杉並区と練馬区に跨るもので、杉並区面積は 0.005 km²と狭小で法定設置数 7 か所の設置は不可能であり、設置は 2 箇所が限界です。よって、5 箇所の減数を東京都選挙管理委員会に協議するものです。</p> <p>本件について、選挙管理委員会委員 4 人から 10 月 7 日(月)までに異議等の申し出がなかったため、決定となりました。</p>					

	議案第 32 号<衆議院議員選挙における選挙公報の補完措置について>
	<p>本案件の根拠法令は公職選挙法第 170 条第 2 項で、配布方法は配達員(委託業者)による各戸配布です。補完措置の概要は、各世帯への各戸配布、不在者投票施設への配送、駅広報スタンドへの配置、区施設への配送及び区内郵便局への配送を予定しています。補完措置の理由は、郵便受けの無い建物、立ち入りのできない集合住宅などがあり、確実に選挙権を有する区内各世帯への配布が困難なため補完措置を東京都選挙管理委員会へ届出るものです。</p> <p>本件について、選挙管理委員会委員 4 人から 10 月 7 日(月)までに異議等の申し出がなかったため、決定となりました。</p>

	局 長	次 長	主 査	作成者	第 3 回臨時会 令和 6 年 10 月 7 日
回 議					<p>会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。</p> <p>確定後は区公式 HP へ掲載します。</p>